

施策 1

高齢者を地域全体で支える環境づくり

我が国では世界に例のないスピードで高齢化が進み、平成 19 年には高齢化率が初めて 20%を超え、5 人に 1 人が高齢者という「超高齢社会」を迎えています。今後も更に高齢化は進み、2060 年には 2.5 人に 1 人が高齢者という非常に大きな人口構造の変化が到来することが予想されています。

超高齢社会を迎え、単身高齢者、要介護高齢者、認知症高齢者の増加が想定される中、高齢者の尊厳、個別性の尊重を基本に、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を支援することをめざしていくためには、支援を必要とする高齢者を地域で支える仕組みを構築していくことが必要です。

また、活力のある明るい社会を実現するためには、高齢者がいつまでも健康で、これまで培われた知識や能力を最大限に発揮しながら、地域社会との関わりを継続していくことが重要であり、高齢者が積極的に社会と関わり、あるいは経済社会の担い手として活躍できるような環境づくりが求められます。

1 地域包括ケアの仕組みづくり

現状と課題

① 将来を見据えた課題

- ◇ 介護保険制度の導入により、家族等による介護の負担は確実に軽減されてきていますが、特に、医療ニーズの高い方や重度の要介護者を地域で介護しようとする場合、専門的なケアや夜間を含めたケアなどが必要となることから、単身・高齢者のみの世帯では自宅での生活をあきらめざるを得ない、あるいは介護する家族の負担が重くなっている状況が見られます。
- ◇ 在宅を望む多くの要介護高齢者及びその家族が、施設への入所を希望されるというケースの背景には、このような重度の要介護者を地域で適切に支えられないという事情があると考えられます。高齢者本人及び家族にとって、何かあった時に対応してくれる人がいないことへの不安は大きいのが現状です。
- ◇ 介護者自身が高齢である「老老介護」、介護者も認知症を患っている「認認介護」や高齢者の孤立化等の問題も生じており、単身・高齢者のみの世帯に対する地域の支援の必要性も高まっています。

- ◇ 超高齢社会が進展し、医療・介護などの社会保障給付費の増加が想定される中、どのようにして持続可能な社会保障制度を確立していくかが求められています。特に、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年（平成37年）を目途に、全国的に地域包括ケアシステムの構築が求められるなか、介護保険制度においては、全国一律の予防給付から地域の実情に応じた新しい総合事業への移行が示されるなど、市町村の創意工夫による地域包括ケアシステムの構築が大きな課題になっています。

② 医療、介護、介護予防、生活支援、住まい等各要素における課題

- ◇ 医療・介護については、今後、高齢者が増加し、高齢者ニーズが多様化する中、住み慣れた自宅で医療・介護を受けたいと考える高齢者も増加することが想定されます。こうしたニーズに対応するためには、在宅医療・介護を提供するサービス提供側の体制が整備されることが必要となります。そのためには、医療・介護人材を確保するとともに、サービスを適切に提供するための専門職同士のネットワークづくりが必要となりますが、依然として医療と介護の専門職同士の連携が不十分、また、特に認知症高齢者の生活を支える仕組みが不十分という課題があります。
- ◇ 介護予防については、元気高齢者を増やし健康寿命を延ばしていくことが介護保険制度の今後の適切な運営を行う上でも大変重要になります。
そのため、生活習慣病予防など高齢期になる前からの健康づくりと介護予防との一体的な施策展開が課題となっています。また、今回の介護保険制度改正により、新たに介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス提供の仕組みを作ることが課題となっています。
- ◇ 住まいについては、福祉行政と住宅行政の連携強化、高齢者の住まいの情報を提供する仕組みの構築が必要とされています。
- ◇ 本市では、平成24年4月の政令指定都市移行後、区役所ごとに市民、地域団体、行政が協働でまちづくりビジョンを策定し、区ごとのまちづくりを進めるとともに、校区ごとの健康まちづくりを始めていますが、地域包括ケアシステムを構築するためには、医療・保健・介護の専門職、地域団体・NPO法人など地域の力をいかに活用するかが重要なポイントになると考えています。

取組施策

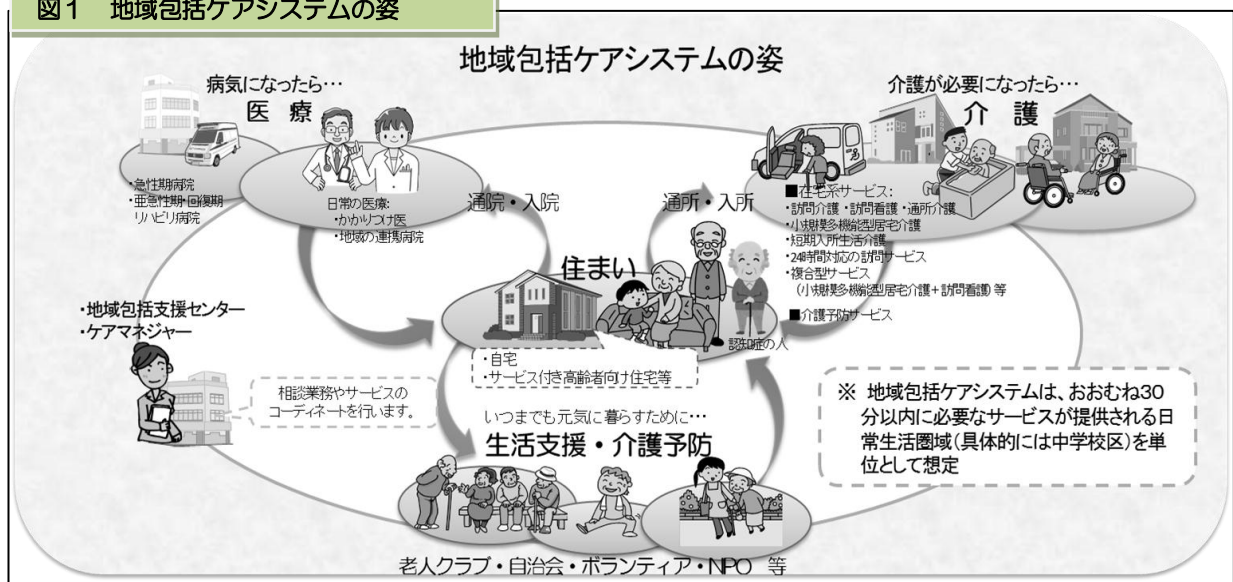
① 地域包括ケアシステムの構築に向けて

本市では、日常生活圏域を軸に、医療、介護、介護予防、生活支援、住まい等の各要素が継続的かつ包括的に、支援を必要とする高齢者に提供される地域包括ケアシステムの構築を、行政、医療、介護の専門機関、地域団体・NPO法人等、市民が協働で目指します。その中で、高齢者の健康づくりと介護予防の取り組み、認知

症対策、在宅医療・介護の推進など、在宅での高齢者の生活を支えるために必要な施策を重点的に展開していきます。

- ◇ 今後も在宅医療を行う医師を増やす取り組みや多職種連携を進める研修会の開催、市民への啓発等を通じて、在宅医療・介護を推進していきます。
- ◇ 認知症疾患医療体制の構築、認知症高齢者を地域で見守る仕組みづくり、認知症に対する理解浸透、認知症家族への支援等を進めていきます。
- ◇ 地域での健康づくり活動や介護予防活動を推進するとともに、一般介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業を推進していきます。
- ◇ 本市では高齢者向けの住まいの安定的な確保に向けて、高齢者の施設や住宅について、福祉部局と住宅部局が連携して施策を進めていきます。
- ◇ 今後、益々必要性が高まる成年後見制度・権利擁護事業について取り組みを強化していきます。
- ◇ 保険者である本市が関係団体・機関と連携を図りながら介護保険事業を円滑に運営し、制度の仕組みや手続きなどの広報・情報提供の充実等に取り組みます。
- ◇ 特別養護老人ホームについては、介護保険制度の改正により、新規入所者の基準が、原則、要介護3以上に限定されたことに伴い、要介護3以上の入所希望者のうち在宅の被保険者について、早期対応が必要であり、将来を見据えつつ、第6期の3年間で計画的に整備を進めます。
- ◇ 要介護者等に真に必要な介護サービス、要介護者等の有する能力に応じた適切な介護サービスが提供されるよう、介護サービスの質の向上に取り組みます。
- ◇ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みにおいては、地域包括支援センターの役割が非常に重要になります。地域包括支援センターは、自ら高齢者のニーズ把握、地域資源の把握を行うとともに、区役所や地域団体、医療・介護の関係機関等と連携し、様々なステージの高齢者を支える核としての機能を果たしています。今後、認知症対策や介護予防事業など、地域包括支援センターにさらに求められる役割に応じた機能強化を図っていきます。

図1 地域包括ケアシステムの姿



2 高齢者見守り体制の強化と地域資源の把握

現状と課題

- ◇ 地域包括ケアの仕組みを構築するためには、地域における高齢者がどのような生活を営み、どのような問題やニーズ等を抱えて暮らしているのか、その実態を把握することが前提となります。
- ◇ 民生委員・児童委員や自治会活動等を通じて、地域での高齢者の見守りをを行っているほか、地域包括支援センター、医療機関、福祉施設等が各々の業務の一環で高齢者の実態を把握するのではなく、網羅的に高齢者の実態を把握し、支援が必要な高齢者をサービスにつなげていくことが必要です。
- ◇ 高齢者の見守り事業を推進することによって、地域における高齢者の実態が地域において把握され、その情報が体系的に管理されるとともに、今後の高齢者の見守り活動の更なる推進を図ることが可能となります。また、ここで把握された個々の高齢者情報は、地域包括ケアの出発点となるものと期待されます。
- ◇ また、認知症高齢者は、その病気の症状として起こる徘徊等のため、緊急に適切な支援・保護が必要となることがあります。こうしたことから、認知症高齢者を地域や関係機関が連携して見守る仕組みづくりが必要です。

取組施策

① 高齢者見守り事業の推進

- ◇ 高齢者の実態把握を、地域包括支援センターと民生委員・児童委員等との協働により実施していますが、平成27年度以降も継続的に実施し、高齢者の実態の更なる把握を進めるとともに、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを行い、支援が必要な高齢者に対して適切なサービスにつなげていきます。
- ◇ 中学生による高齢者見守りボランティア（ジュニアヘルパー）の養成、活動支援に取り組み、研修を受講した中学生ボランティアが校区社会福祉協議会など地域の様々な団体の協力を得て、高齢者宅の訪問による声かけ・見守り活動を行うことで、重層的な高齢者見守り体制を構築するとともに、世代間交流による高齢者の生きがい創造を図ります。
- ◇ 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場等において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

② 「地域ケア計画」に基づく支援

- ◇ 地域における高齢者支援に関する連携主体、介護サービス主体に加え、インフォーマルサービスの提供主体も含めた地域資源を整理した「地域ケア計画」を基に、地域包括支援センターと関係機関・地域団体との連携を進め、地域における高齢者の重層的な支援を行うとともに、今後設置が予定される「生活支援コーディネーター」による地域資源の把握等の取り組みとの連携を図ることとします。

3 高齢者の生きがいづくりと積極的な社会参加の促進

現状と課題

- ◇ 超高齢社会が到来する中、活力のある明るい社会を実現するためには、高齢者がいつまでも健康で、これまで培われた知識や能力を最大限に発揮しながら、地域社会との関わりを継続していくことが重要です。
- ◇ 高齢者の約 8 割の方は、介護等の必要のない、いわゆる「元気高齢者」と呼ばれる方たちであり、これらの方たちが生きがいと喜びをもって生活し、健康で活力ある暮らしをしていただくための施策が求められます。
- ◇ さらに、社会とのつながりを持たない単身世帯高齢者の引きこもりは、孤独死等の社会問題の要因になっていると考えられることから、高齢者の社会参加を積極的に推進することが必要です。

取組施策

① 社会活動への参加支援／ボランティア活動参加の支援

- ◇ ボランティアに対する関心は年々高まっており、高齢者の方たちが、自らの生きがいと喜びを見いだすのみならず、世代間や世代内の交流を深めて世代間連携や相互扶助の意識醸成にも貢献することが期待できるボランティア活動への参加を促進するために、本市に寄せられるボランティア情報などを基に、老人クラブなどを通じた積極的な情報提供に努めます。

② 趣味、文化活動の支援／高齢者の活動拠点づくり

- ◇ 高齢者の方たちが地域の中でふれあいながら、日々楽しく過ごすことが出来る「老人福祉センター」や「老人憩の家」等の交流拠点施設や、大地とふれあい、作物を作る喜びを感じられる「老人農園」など、高齢者の活動拠点となる施設を活用していただけるよう努めます。

③ 老人クラブ活動の支援

- ◇ 地域の中に細やかに組織されている老人クラブでは、健康づくりや閉じこもりがちな高齢者に対する訪問活動、更にはレクレーションやボランティア活動等を通じた地域連帯感の醸成などが積極的に行われており、地域活動の推進役として大きな役割を果たしながら高齢者を支える中心的存在となっています。
- ◇ それぞれの老人クラブの主体性を尊重しながら、更なる老人クラブの活性化に向けて、熊本市老人クラブ連合会などとも連携を図りつつ取り組みを進めます。

④ 就労支援

■ シルバー人材センター

- ◇ シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和 61 年 10 月）に基づき、高齢者の就労活動等をサポートする団体として設立されたものです。
- ◇ 高齢者の就労希望が増加していく背景には、経済社会に対する不安と生活の安定化が考えられます。
- ◇ 高齢者の就労の機会を増やし、経済社会の活力の維持・増進と社会発展に寄与するために、シルバー人材センターの組織強化と新規会員の登録促進のための支援等を行います。

■ 就労を通じた社会貢献への意欲を生かせる環境づくり

- ◇ 就労支援セミナー等の開催など高齢者への就業支援を推進し、宅配サービス等のコミュニティビジネスの創出（新規創業に対する支援の拡充の検討）など、就労を通じた社会貢献への意欲を生かせる環境づくりを進めます。
- ◇ また、介護保険サポーター・ポイント制度の実施や、自治会・老人クラブ活動への支援・情報提供の推進を進め、地域における社会貢献活動を推進します。

成果指標

項 目	基準値 (H20 年度)	実績値 (H25 年度)	目標値 (H29 年度)
65 歳以上の元気な 高齢者の割合	78.61%	79.05%	79.41%

※ 本成果指標は「くまもとはつらつプラン」との整合性を図り、目標値を H29 年度と設定し、H29 年度の次期改定を踏まえ、改めて目標値の再設定を行うこととします。

施策2

障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

障がいのある人の数（障がい者手帳取得者）は年々増加傾向にあります。

病気や事故などによるものだけでなく、加齢に伴う心身機能の低下、生活習慣病やストレスからのうつなど、増加の要因は様々です。また、発達障がいと診断される人や、障害者総合支援法の施行により新たに障がい者の範囲に加わった難病患者など、障がい者手帳を持たない障がいのある人も増えています。

そこで、障がいのある人に対して、適切な保健・福祉サービスの提供に加え、相談体制や情報提供を充実し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立して暮らす中で自分らしく働いたり、スポーツや余暇活動などを身近に楽しめるよう、多様な社会参加の機会や環境づくりに取り組みます。また、このような地域における活動を進めるにあたって必要となる周囲の市民の障がいに対する正しい理解を促進します。

本市においては、地域に暮らす市民が、障がいや周囲の障がいのある人に対して正しく理解し、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

現状と課題

- ◇ 障害者権利条約の締結を受け、国では平成 23 年に差別の禁止などを盛り込んだ形での障害者基本計画の改正、平成 24 年に障害者虐待防止法の施行、平成 25 年に障害者差別解消法の制定が行われ、また、熊本県では平成 24 年に「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が施行されるなど、障がい者の権利擁護や虐待防止に関する法整備が進んでいますが、依然として障がいのある人が差別や偏見などに悩まされるケースがあります。
- ◇ 障がい者の社会参加には、就労をはじめ、文化やスポーツ活動、余暇活動などがあげられ、これらは障がい者の自立の一助となるとともに、生きがいや喜び、コミュニケーションなどに資する重要な活動ですが、まだそのような機会や周囲の市民の理解は十分とは言えません。
- ◇ このような状況の中、障がいのある人もない人も同じ地域の中で共に生活する社会を目指すためには、地域住民が多様な障がいに対して正しく理解するとともに、誰もがお互いを尊重し、支え合うことが必要です。
- ◇ 現在、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、各種相談や必要な支援を行う相談支援事業のほか、障がいの特性ごとや年齢に応じた各種相談窓口がありますが、まだ必要な人に十分認知・利用されているとは言えません。
- ◇ 住み慣れた地域の中で障がいのある人が安心して生活を送るために、障がいのある人のニーズに応じて必要な在宅福祉サービスの充実が必要です。

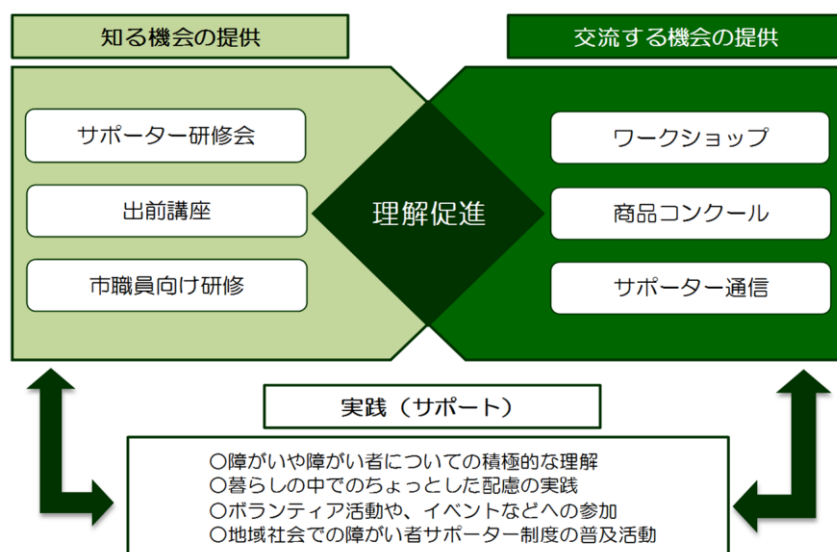
取組施策

① 偏見や差別を取り除き相互理解を深めるための理解促進

- ◇ 障がい者サポーター制度※をはじめ各種啓発活動により、市民の理解の促進と交流活動の促進を図り、障がいを理由とする差別や偏見の解消に取り組みます。
- ◇ 地域での生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行である社会的障壁の除去に取り組みます。
- ◇ 成年後見制度の活用や虐待防止の取組みなどにより、権利擁護を推進します。

【参考】障がい者サポーター制度とは？

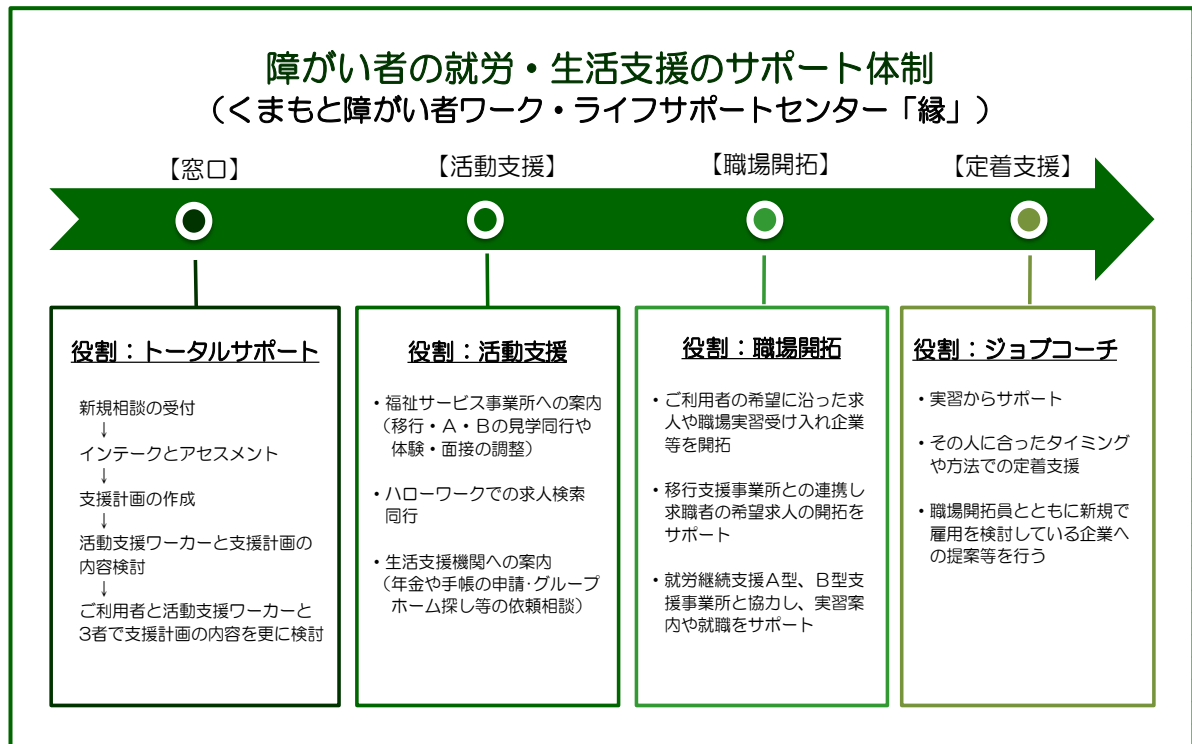
障がいについて知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかった市民の方々に、サポーターの活動を通して「障がい」への理解を深めていただき、関心を広げていくための取組みです。専門的な知識や技術は不要であり、意欲のある方であれば、どなたでもサポーターになることができます。



② 社会参加の促進

- ◇ 熊本市障がい者就労・生活支援センター（くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター「縁」）を中心に、雇用促進と就労支援を進めます。（図 1 参照）
- ◇ 生産活動や創作的活動、文化活動・スポーツ等様々な活動の機会提供と環境づくりを促進します。
- ◇ 障がい福祉に関する市民のボランティア活動を促進します。

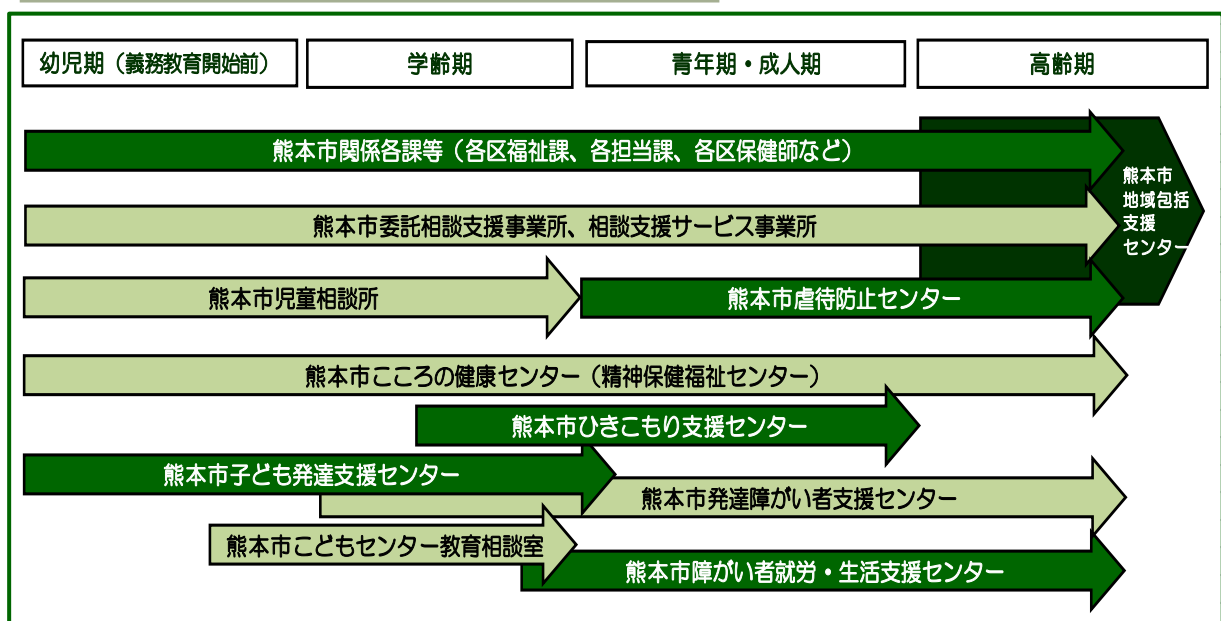
図 1 障がい者の就労・生活支援のサポート体制



③ 相談支援体制の充実

- ◇ 利用しやすい身近な相談窓口づくりを進めます。(図 2 参照)
- ◇ 専門的な相談支援機能を充実します。
- ◇ 多様な窓口・機関の連携により、総合的に情報提供を行います。

図 2 熊本市における相談支援機関



④ 在宅福祉サービスの充実

- ◇ 障がいの種類、程度や様々なライフスタイルに応じた訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）や日中活動系サービス（生活介護、療養介護、児童通所支援、短期入所等）の質と量を確保します。
- ◇ 移動支援や訪問入浴サービス、日中一時支援事業、地域活動支援事業など、地域生活支援事業の推進を図ります。
- ◇ 障害者総合支援法に基づくサービス以外にも、地域の実情に応じて必要なサービスを行います。

成果指標

項 目	基準値（H26 年度）	目標値（H30 年度）
熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだ と思う割合	34.0%	45%

※ 熊本市障がい者アンケートにより（H26 年 7～8 月実施）

※ 成果指標は「熊本市障がい者プラン」との整合性を図り、目標値を H30 年度と設定し、H30 年度の次期改定を踏まえ、改めて目標値の再設定を行うこととします。

施策3

子どもたちが健やかに成長できる環境づくり

少子化の進展や核家族化、地域のつながりの希薄化など、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、仕事と家庭の両立の困難さや子育て世帯の孤立化、さらには経済状況や企業経営の厳しさから、共働き家庭の増加や、特に若年者の非正規用の割合が高い水準で推移するなど、妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感が増加しています。

そこで、行政等が行う保育サービスの充実等の取り組みとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進等働きやすく子育てしやすい環境づくりといった企業の取り組みに加え、子どもが育つ地域において、子育てや子どもの成長を地域社会全体で支えていくことがますます重要となっています。

未来を創る子どもたちは熊本市の宝であり、子どもの元気な声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような、子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりを進めてまいります。

1 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

- ◇ 子どもを育てるすべての家庭を対象に、子育ての負担感や不安感を軽減するため、情報提供や相談、養育支援など子育て支援サービスの充実が必要です。
- ◇ 核家族化の進展等により、保護者の傷病・入院・就労等のため、一時的に誰かに子どもを預ける必要が発生した際の対応の必要性など、保護者のニーズが拡大しています。

取組施策

① 地域子育て支援拠点の充実

- ◇ 地域や社会全体で支援を行うため、地域子育て支援センター等を拠点に、子ども文化会館、児童館、夢もやい館等を「子育てほっとステーション」と位置づけ、子育て支援に関する最新の情報の提供、育児・教育の悩みや不安についての相談、親同士の仲間づくりの場として、相互の連携を図りながらサービスの充実に努めます。
- ◇ 平成26年6月には、交通の利便性が高いまちなかに土日にも利用できる「街なか子育てひろば」を開設するなど、今後更に利用しやすい施設として、機能充実及び施設の周知を図り、更なる利用促進に努めます。

② 地域子育て支援サービスの充実

- ◇ 家庭における育児が一時的に困難な場合の一時預かり事業の実施や、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ事業、病児・病後児保育事業など、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度においても充実を図ることとされた「地域子育て支援サービス」の拡充を図ります。

③ 各戸訪問による育児支援の充実

- ◇ 育児不安の解消、産後うつ対策等、子どもの健やかな成長と母親の心身の健康づくりを支援するため、母子保健法に基づく訪問指導とともに、民生委員児童委員協議会等の協力を得て、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」により、母親が身近な場所で気軽に相談できる体制を整え、必要な支援や地域の子育て支援活動につなげます。
- ◇ これらの訪問を通じて、母子の心身の状況や養育環境等を把握し、支援が必要な親子の早期発見に努めます。

成果指標

項 目	基準値（H25 年度）	目標値（H31 年度）
地域子育て支援施設 利用者数	111,901人	123,086人

2 地域における子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

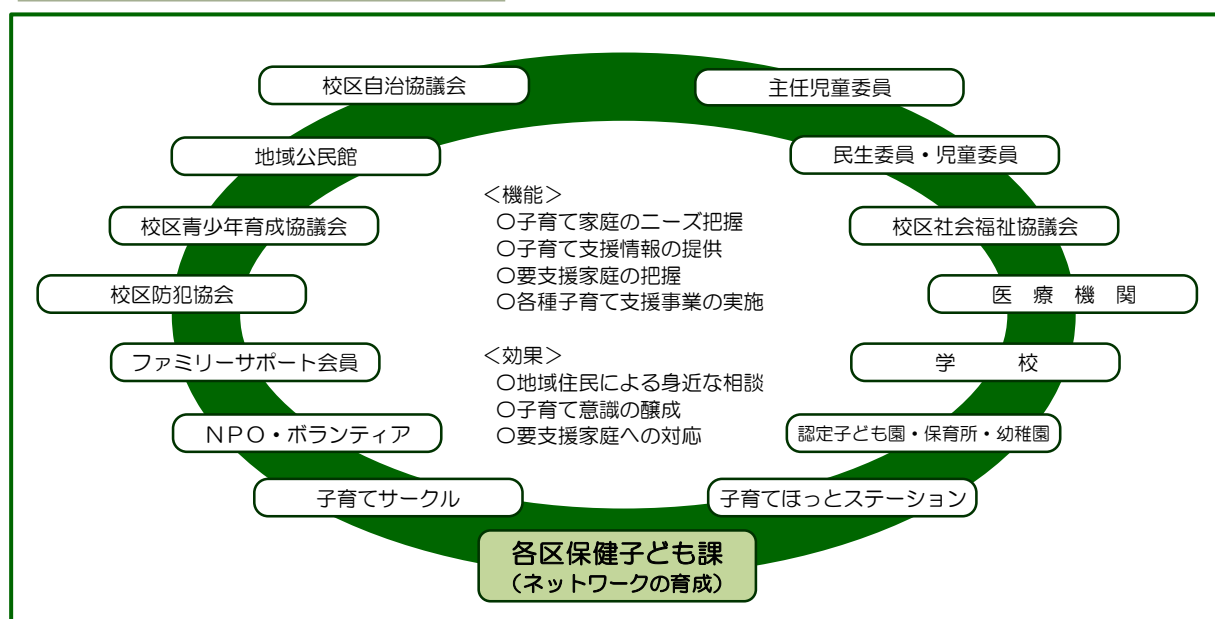
- ◇ 保護者の育児ストレス軽減や親同士の交流、親育ちの場として地域で重要な役割を果たしている子育てサークルやNPO等の子育て支援団体、小学校区ごとに構築した子育て支援ネットワークの活動支援や相互連携が求められています。
- ◇ 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、インターネットやテレビゲームなどの間接体験や疑似体験が多くなっており、人と人との交わり、自然とのふれあい、社会とのふれあいという直接的で実践的な生活体験や活動体験の充実が求められています。

取組施策

① 子育て支援のネットワークの活性化

- ◇ エンゼル基金からの助成などにより、子育てサークル・子育て支援団体の育成を行うとともに、活動事例に関する情報提供や人材の派遣等による支援を行いながら、多くの保護者の参加を促進するとともに、子育てサークルのネットワーク化とその連携を図るなど、活動基盤の強化や活動の活性化に向けた支援を行います。（図1参照）
- ◇ 支援が必要な家庭の把握や地域情報の提供など、きめ細やかな子育て支援の取り組みを行うため、地域の関係者、保育所・幼稚園関係者、学校関係者、行政などで構成された子育て支援ネットワークの活動を推進します。また、研修会やネットワーク会議の開催等を通して、各区役所管内における連携・協力とあわせて、全市的な連携・協力を推進します。

図1 子育て支援ネットワーク



② 地域における見守り体制の充実

- ◇ 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」では、民生委員児童委員協議会等による地域組織等の協力を得て訪問を行い、これを通じて母子の心身の状況や養育環境等を把握し、支援が必要な親子の早期発見に努めるなど、母親が身近な場所で気軽に相談できる体制を整え、必要な支援や地域の子育て支援活動につなげます。
- ◇ 児童虐待防止に関しても、地域ネットワークとの連携のもと、その予防、早期発見、見守りなど地域における対応を強化します。

③ 子どもたちの地域交流の機会や活動拠点の充実

- ◇ 児童館や公民館、図書館、博物館、プレイパークなど様々な施設で子どもたちが活動できる場や機会を提供します。
- ◇ 子育て支援ネットワークとの連携で、子どもたちの情報の共有と効果的な情報発信を行い、異なる世代の子ども同士との交流や地域との関わりを促進することにより、子どもたちの活動の活性化を図ります。

成果指標

項 目	基準値（H25 年度）	目標値（H31 年度）
地域での子育て支援活動に参加した市民の割合	18.2%	26.0%

施策4

市民の健康づくりを支援する環境づくり

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすいよう、健康を支える環境を整備することが必要であり、区役所を中心とした小学校区単位の健康まちづくりを進めるとともに、企業や団体等の協力を得る等により、市民が主体的に行う健康づくりを支援する環境の整備に取り組みます。

1 小学校区単位の健康まちづくり

現状と課題

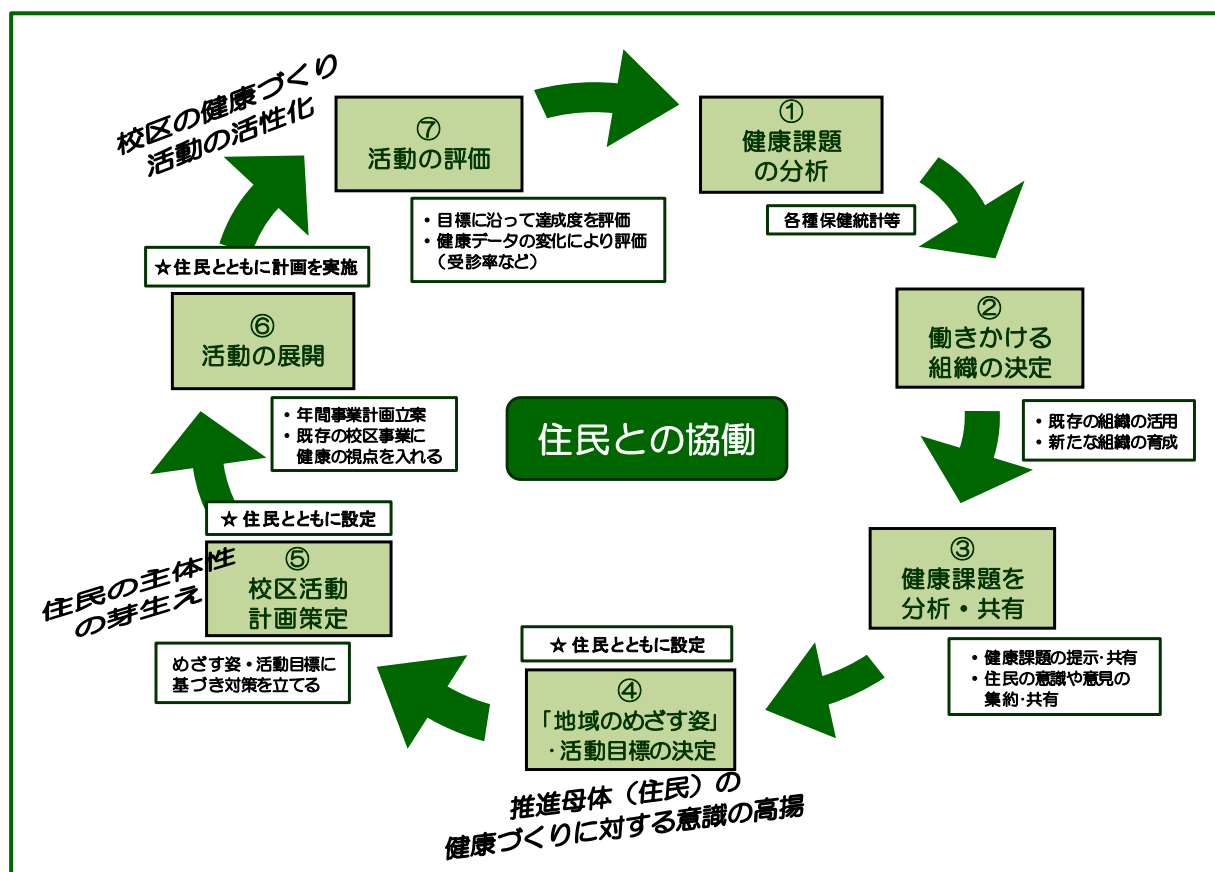
- ◇ 本市では、これまで市民と協働し、健康くまもと21の取り組みや小学校区単位での健康づくり活動などを実施してきました。
- ◇ 第6次総合計画の市民アンケートによると、「自ら健康づくりに取り組んでいる市民」の割合は、平成25年度66.5%という結果でした。
- ◇ 従来、「健康づくり」は、個人の意識に拠るところが大きいものと考えられてきましたが、実際には一人で取り組むことは難しく、個人の健康づくりを実践、継続していくためには、人と人とのつながりを強め、お互いに支えあうという地域の環境整備が必要です。
- ◇ また、健康な地域の背景には、「いいコミュニティ」があることが指摘されていることから、地域のつながりの強化、地域づくりは重要です。
- ◇ 今後も、より多くの人々が健康づくりの取り組みを継続していくことができるような地域づくりに、市民と協働で取り組んでいく必要があります。

取組施策

- ◇ 小学校区を単位とし、校区の健康課題や健康づくりの目標を市民と共有しながら、校区の特性に応じた健康をテーマとしたまちづくりの取り組み（以下、「校区単位の健康まちづくり」という。）を推進します。
- ◇ 各区の特性や地域活動団体の状況等を明らかにするとともに、これらを踏まえた区の目標や成果指標、区の推進体制などの基本的な事項をまとめた「熊本市健康まちづくり活動方針」に基づき、校区自治協議会等の各種団体等を通じて、地域の健康課題等を市民と共有し、活動の計画づくりや具体的な取り組みを協働で実施します。（図1参照）

- ◇ 生活習慣が形成される時期に展開される学校保健は、ライフステージを通じた望ましい生活習慣の確立を目指す上でとても重要であり、かつ、学校が児童生徒のほか保護者や市民にとっても交流の場でもあることから、今後、健康課題解決に向けた学校保健と地域保健の連携に努めます。

図1 校区単位での健康まちづくり



成果指標

項目	基準値 (H23 年度)	目標値 (H30 年度)
市民と協働で健康をテーマとしたまちづくりを実施する校区の増加	6 校区	95 校区 / 95 校区

※ 本成果指標は「第2次健康くまもと21基本計画」との整合性を図り、基準値をH23年度、目標値をH30年度と設定し、H30年度の同計画の中間見直しを踏まえ、改めて目標値の再設定を行うこととします。

2 健康づくりを支えるボランティアの育成・支援

現状と課題

- ◇ 健康づくりに関する基礎的な知識を身につけ、その重要性を地域の方々に伝え広める活動を行う市民ボランティアの育成は、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進していくことに繋がります。
- ◇ 本市には育成・支援するボランティアとして、食生活改善推進員、8020 推進員、精神保健福祉ボランティア等があり、平成 26 年 3 月末現在、食生活改善推進員と 8020 推進員等を合わせたボランティア数は 935 名です。
- ◇ 養成講座修了後、活動までに至っていない方も見られます。自主的な活動に参加するなど身近な生活の場での健康づくりの輪が広がるよう継続的な支援が必要です。
- ◇ 校区によって推進員数のばらつきがあり、一部の推進員に負担が偏っている状況にあります。

取組施策

① ボランティアの育成・支援

- ◇ 地域の健康課題等を住民と共有し、その改善に向けた行動へと結びつけるため、校区自治協議会内に健康づくりのための部会の設置や組織化を進めます。
- ◇ 地域の健康づくり部会等の運営を担っていただく住民の方は、自らの健康づくりはもとより、家族や住民の健康づくりを支援いただくボランティアでもあることから、健康に関する様々な情報提供を行うとともに、各校区の取り組みについて共有する機会をつくるなど、活動を支援します。

② ボランティア支援体制の充実等

- ◇ ボランティア活動に関する情報発信や場の提供など継続した活動を支援し、活動の活性化を図ります。
- ◇ 市民会議のうち専門部会を再編した「健康づくり熊本市民応援団」や、活動を継続する地区住民会議の取り組みを支援します。
- ◇ この応援団等は、子育てや食、スポーツ等、日々の暮らしの中での自主的な健康づくり活動とともに、各区役所の校区単位の健康まちづくりの取り組みと連携し、様々な健康情報の提供やイベント時における人的なサポートを行う等、市民の健康づくりを支援する団体として活動します。

成果指標

項 目	基準値（H24 年度）	目標値（H34 年度）
健康づくり推進に関するボランティア数等の増加	1,327人 (H24.4月末現在)	3,000人

項 目	基準値（H24 年度）	目標値（H30 年度）
過去1年間に地域活動に参加した市民の割合の増加	「参加したことがある」 46.7%	60.0%

※ 本成果指標は「第2次健康くまもと21基本計画」との整合性を図り、基準値をH24年度、目標値をH30年度と設定し、H30年度の同計画の中間見直しを踏まえて、改めて目標値の再設定を行うこととします。